

東広島市農業委員会令和2年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月30日(木) 午前10時から10時50分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館8階 全員協議会室
- 3 出席委員 24人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
10	岡本義則	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり	24	瀬戸則昭

- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 5番 台川洋子 委員 6番 小倉亜紗美 委員

7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第35号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農地利用計画)の変更に対する意見決定について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第21号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について

- 報告第 22 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 23 号 農地改良届出の受理について
報告第 24 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について

(6) その他 なし

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査		堀 田 誠
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事		岡 本 美由紀
生活環境部河内支所地域振興課主査		木 村 ゆかり

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主任	豊 田 宏
------------------	-------

議 長	<p>それでは、これより7月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中24人の定員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番の台川委員さん、6番の小倉委員さんを指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年7月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>それでは、会期は令和2年7月30日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それではまず、議案第35号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、この案件は東広島市から意見を求められているため、農林水産課より説明をお願いいたします。</p>
豊 田 主 任 主 事	<p>それでは、私から議案の説明に先立ちまして、まずは訂正がございますので、ご報告をいたします。</p> <p>除外案件が1件取下げとなった関係で訂正をさせていただきます。ちょっと量が多いので大変申し訳ないですが、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第35号のまず1ページ目なのですが、資料の真ん中にあります変更後という表があるかと思えますけども、その中の区分、農地の安芸津の数値なんですが、これが「394.9」となっておりますところ正しくは「395.0」、次に計の面積が「5,258.7」となっておりますところを正しくは「5,258.8」が正しくなっております。</p> <p>次に、区分の計の項目なのですが、そこは安芸津の面積「395.4」となっておりますところ正しくは「395.5」、計の面積が「5,289.5」となっておりますところ正しくは「5,289.6」が正しい数値でございます。</p> <p>次に、4ページに移ります。</p> <p>まずは、案件の1-16につきましては、こちらが取下げの案件となっておりますので、項目を削除させていただきます。</p> <p>次に、合計面積におきまして農地及び計の面積の部分ですけども、「30,387.29」となっておりますところ正しくは「28,981.29」、畑の面積が「1,760.0」となっておりますところ正しくは「354.0」でございます。</p> <p>次に、変更後の土地利用計画のその他の項目におきまして、同じように農地及び計の面積が「2,566.20」となっておりますところ正しくは「24,256.0」、畑の面積が「1,761.0」となっておりますところ正しくは「354.0」でございます。さらに、理由別面積の項目におきまして太陽光発電設備の項目があるかと思えますが、その面積が「4,207.0」となっておりますところ正しくは「2,801.0」、合計の面積は「30,387.29」となっておりますところ正しくは「28,981.29」でございます。</p> <p>次に、5ページに移ります。</p> <p>案件1-16につきまして取下げとなっておりますので、項目を削除させていただきます。</p> <p>次に、6ページですけども、先程の除外案件が1件取下げとなった関係により1-「17」、「18」となっているところを正しくは繰り上げて「16」と「17」に修正をさせていただきます。</p> <p>最後に、9ページになりますけども、案件1-16につきまして取下げとなっておりますので、項目を削除させていただきます。</p> <p>以上、訂正が多く申し訳ありませんが、ご報告させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。</p>

豊田主任主事	<p>それでは、議案第35号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明させていただきます。</p> <p>これより着席して説明いたします。</p> <p>それでは、配付させていただいております議案第35号別紙をご覧ください。</p> <p>本案は、本年5月に受け付けしました農業振興地域の農用区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更する必要性が生じたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点について、主な概要を説明いたします。</p> <p>議案の2ページをお開きください。</p> <p>農用区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案においては、住宅や太陽光発電などを目的とした14件の申出に基づくものと数十年前から施設が建設され、法務局の照会に対し農地性がないと判断された農地に対する市の職権判断によるもの1件を合わせて約28,981㎡を除外しようとするものでございます。これらの各案件につきましては、従前の手続に従い、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外の可否判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は5ページをご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある15件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の除外要件を満たすことから、除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、6ページをお開きください。</p> <p>農用区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことを目的とした1件の申出に基づくものと、平成29年度に実施した農業振興地域整備計画の総合見直しに係る修正に対する市の職権判断によるもの1件を合わせ4,370㎡を編入しようとするものでございます。いずれも農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件を満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更に際しては用途区分変更の申出はございませんでした。また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては8ページ及び9ページに記載しておりますので、適宜ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
長原委員	<p>17番の長原です。</p> <p>位置番号12番、●●の●●4丁目ですが、除番をすることについて問題はないと思っておりますが、現状を把握されていますか。昨日、今日と現場を確認しましたが田に砂利が敷いてあって、その上に土砂がうづ高く積まれており、土砂の置場になっています。これは農地転用の手続が終わってないのではないですか。この除外申請がなされたときに農業委員会は現地を見ておられるのでしょうか。</p>
津山主査	<p>今、言っていただきました土砂が積まれている場所につきましては、農地転用の一時転用の許可が出ております。</p>
長原委員	<p>いつ許可したのでしょうか。</p>
津山主査	<p>昨年度、こちらに事業所を道路側のほうへ建てられる際、そこの工事に使うため、資材、土砂なんかを仮置きするというので一時転用の許可をしております。</p>
長原委員	<p>分かりました。</p>
古川みどり委員	<p>23番、古川です。</p> <p>1ページの土地農用地利用計画の変更についての表のことなのですが、地区名が東広島のところは4つの町の面積を足したものがその東広島の数値になっています。下の黒瀬とか福富町も東広島なのですが、どうしてこんな書き方をされているのでしょうか</p>

豊田主任主事	この表につきましては、合併前の旧市町村をベースに作成した様式でございまして、その関係で旧市の西条、八本松、志和、高屋を東広島地区、旧町の方は黒瀬、福富、豊栄、河内、安芸津地区と便宜上こういうふうに区別しております。もちろん黒瀬、その他の地域につきましても東広島です。ただ便宜上こういう表になっているということでご了承をいただければと思います。
古川みどり委員	そうであれば、旧東広島というように一文字付ければいいのではないかと思います。私は西条ですので別に何とも思いませんが、ほかの町の方は見られて何これって思われるのではないのでしょうか。もしこの表をほかの東広島以外の人が見られた場合も、同様ではないかと思います。 以上です。
豊田主任主事	ちょっとそのように修正する方向で検討したいと思います。
古川みどり委員	分かりました。
議長	ありがとうございました。 次に、ほかにご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第35号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手をお願いいたします。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第35号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」は、異議のない旨、東広島市長へ回答することを決定いたします。 農林水産課の豊田さん、ありがとうございました。 退席をお願いいたします。
	< 豊田主任主事、退室 >
議長	次に、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主任	議長、事務局和田です。 それでは、総会議案の2ページをご覧ください。 議案第36号について説明いたします。 今月は10件の申請がありました。内訳は5ページをご覧ください。 田21筆、14,609㎡、畑1筆、109㎡、合計22筆、14,718㎡です。 内容については、座って説明させていただきます。 それでは、65-1について説明します。 親子間の贈与により所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、66-2でございます。 経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、67-3でございます。 経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、68-4でございます。 親子間の贈与により所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、69-5でございます。

和田主任	<p>経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、70-6、71-7について関連しますので、一括して説明します。</p> <p>交換のため所有権を移転するものです。交換により受人、渡人ともに作業効率がよくなるため申請するものです。番号70-6の受人には2人の労働力があり、番号71-7の受人には3人の労働力があり、それぞれ必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、72-8でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2名の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、73-9でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、74-10でございます。</p> <p>経営規模拡大のため所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>以上、10件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」は、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
大下局長補佐	<p>議長、事務局大下。</p> <p>続いて、6ページをお願いいたします。</p> <p>議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>座って説明をさせていただきます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>今月は1件の申請がございました。</p> <p>案件は、農地改良による一時転用事案となっております。場所ですが、●●の●●でございます。申請地のすぐ東側には●●という事業者がございまして、そのずっと東側には●●がある位置でございます。申請地に隣接する西側と南側の土地におきまして、資材置場として宅地造成によるかさ上げが行われることに伴いまして、本申請地を隣接する南側、西側の土地と同じ高さにするために土地改良による盛土を行って、土地改良後は畑として再度利用しようとするものでございます。一時転用期間は許可後の3か月間で、本申請地は市街化調整区域内の第2種農地となっております。</p> <p>以上につきまして、一時転用後も畑として利用され、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>

	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。
	< なし >
議長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」は許可することに決定いたします。 次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
津山主査	議長、事務局津山。 それでは、総会議案の8ページをご覧ください。 議案第38号について説明いたします。 今月は9件の申請がありました。内訳は総会議案の11ページに記載のとおりです。 内容については、座って説明させていただきます。 196-1から198-3については関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび、売電を目的とした3つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北東500mから700mまたは●●から南西900mに位置する第2種農地です。なお、番号196-1、198-3は農振農用地から令和2月6月26日付で除外済みです。 続いて、199-4について説明します。 駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、農業用機械器具の販売及び修理を営む会社です。現在、従業員用及び来客用駐車場は店舗前の農機具展示場を利用しており手狭となっているため、このたび事業所に近接する本申請地を駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の北東500mに位置する第2種農地です。 続いて、200-5から202-7は関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび売電を目的とした3つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の南東780mから1,000mまたは●●から南西300mに位置する第2種農地です。 続いて、203-8、204-9は同一案件ですので、一括して説明します。 太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。 このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の西350mに位置する第2種農地です。 以上の9件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。上程議案中、番号196-1、198-3については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取後、異議がなければ許可とし、それ以外は意見聴取の対象外であることから許可してよいか、併せてご審議をお願いします。
議長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
古本委員	8番古本です。 199-4の案件について補足をさせていただきます。 これは狭小な田で、それから道端にあり、もう長いこと耕作もされていないような状況の田です。申請者の事業所の真っすぐ横にあります。 以上です。

議 長	状況の説明、ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。
窪田委員	太陽光発電事業、売電事業のことでちょっと分かれば教えていただきたいんですけど、今回もたくさん売電事業の転用申請が出ていますが、こうした傾向というのは今後も続いていくのでしょうか。というのが、近所の話、人の話で、なんか8月末が申請期限なので五、六反のまとまった農地を売ってもらえませんかと言って来られましたよというような話もありますし、売電単価がどんどん下がっているのもうそろそろ終わるのではないかという話もありますし、その辺の情報が分かりましたら教えていただけますでしょうか。
津山主査	今後の太陽光発電設備の動向というのは、正直我々もちょっと何か具体的な情報をつかめているわけではございません。ただ、売電単価が何月までに申請したものはこの価格でいくよというのが毎年度行われているようですので、今の価格を確保するためにこの期間までに経済産業省への認定の申請を上げたいというような話は伺ったことはございます。現在、申請されている案件につきましては、ほとんど過去に認定を取ったものを今出してこられるというようなことですので、少しずつ件数は減っていると思えるときもありますが、もう既に認定を取って持っているものをどっとう出してこられるというようなこともありますので、ちょっと動向については何か具体的なものを把握しているということはありません。
窪田委員	動向については分かりました。 それでちょっとお願いがあるんですけど、この前志和地区で集まったときに近所の方が田んぼもう面倒見れんよと、何ができるかという太陽光パネルの設置がありますよね、それで業者に相談に行ったら、いやここは駄目とか、あそこは農地だから駄目だとかと言われていたらしいですよ。今回もさっきの農林水産課の案件で農振地域から除外して太陽光パネルも設置できますというような話もあるので、我々も相談を受けて、こういう場合は可能ですよ、こういう場合は不可能ですよという資料が欲しいです。今日とは言いませんですけど頂ければありがたいなど。この事務処理要領を見てもよく分からない。
議 長	先ほど窪田委員さんも言われたように具体的に分かりやすく書いたものでまたお願いします。
窪田委員	次回以降で結構です。
議 長	よろしくをお願いします。
古川みどり 委 員	23番古川です。 窪田委員さんの話と関連するのですが、太陽光発電の相談を受けた場合、農業委員としてどのように関わっていったらいいのかがちょっと分かりません。所有権移転をしないといけないので農業委員会のほうに行ってくださいねって言えばいいのか、これはもう業者の人が全部やられるのか、業者によってそれ違うかもしれませんけど、農業委員はこういうふうに関わってくださいとかというのがあれば助かります。
議 長	転用についてはいろいろ細かい条件等とがあるんで、一応は事務局のほうへ相談に行ってもらうようにしてください。
古川みどり 委 員	それって、話が出たときにもう業者もオーケー、貸す人もオーケーになった場合、事務局のほうに行ってもらうようにしたらいいのですか。
大 下 局 長 補 佐	すみません。太陽光発電の設備が設置できるかどうかは農地の種別によって異なるのですが、農振農用地の農用地内の農地でありますと原則できないとか、第1種農地でもできないということになっております。事務局にそういった相談があるたびにその場所を逐一確認させていただいて、どういった農地であるかは判別をした上でご回答させていただくという流れになります。ちょっと分かりやすい資料はまた後ほど用意していこうとは思いますが、やはりそういった相談がありますとちょっと事務局に一旦聞いていただくということでご案内をしていただければと思います。
古川みどり 委 員	分かりました。
議 長	ほかにご質問、ご意見はございませんか。
	< なし >

議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、9ページ、196-1及び198-3については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議がありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員の賛成ですので、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」のうち、9ページ、196-1及び198-3については、許可意見を付して、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、意見聴取の回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに、また意見聴取の対象外については許可することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4、報告事項に入ります。</p> <p>報告第21号から報告第24号について、事務局の説明を求めます。</p>
大 下 局 長 補 佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第21号から報告第24号までは、東広島市農業委員会規程第8条の規程に基づきまして事務局において専決処分をしたものでございます。</p> <p>内容は、座って説明をさせていただきます。</p> <p>まず、1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第21号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページと3ページをお願いいたします。</p> <p>この市街化区域内での農地転用につきましては届出を行うということになっておりまして、今月は第5条に係る届出が10件ございました。その内容につきましては、ちょっと報告事項、専決処分しておりますので後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>続いて、4ページをお願いいたします。</p> <p>報告第22号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>5ページから9ページまでがその内容となっております。この法務局からの農地転用事実に関する照会は、今月分は20件の照会がございました。</p> <p>続いて、10ページをお願いいたします。</p> <p>10ページが、報告第23号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>続いて、11ページをお願いいたします。</p> <p>農業用施設への転用は、今月分は1件の届出を受理いたしました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>最後に、12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第24号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>農地改良届出の届出につきましては、今月分は1件の届出を受理いたしました。内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>簡単ですが、報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>次に、日程第5のその他に入ります。</p> <p>委員の皆さんから何かございましたらお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>事務局からありましたらお願いします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、次回8月総会について、大月会長職務代理者から報告をお願いします。</p>

大 月 職務代理者	次回の8月総会につきましては、8月28日金曜日、9時半からでございます。場所につきましては、総会議案資料が送付されるときに各自確認お願いいたします。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 以上で7月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 5番 台川 洋子 委員 6番 小倉 亜紗美 委員